

消防予第 2 4 7 号
平成 2 1 年 6 月 3 日

各都道府県消防防災主管部長 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁予防課長

個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査（第 3 回）について

平成 2 0 年 1 0 月 1 日に発生した大阪府大阪市の個室ビデオ店の火災を受けて、類似火災の発生を防止するため、「個室ビデオ店等に係る緊急調査及び防火対策の徹底について」（平成 2 0 年 1 0 月 1 日付け消防予第 2 5 5 号。）及び「個室ビデオ店等に係る防火対策の更なる徹底について」（平成 2 0 年 1 0 月 7 日付け消防予第 2 5 7 号。）により防火対策の徹底をお願いしているところです。

この状況について、調査を行っていたところですが、この結果は別紙のとおりとなっており、引き続き個室ビデオ店等における防火安全対策の徹底が必要な状況であることから、下記のとおりフォローアップ調査（第 3 回）を実施することといたしましたので、この趣旨をご理解の上、御回答をお願いします。

また、調査に当たっては、下記の 2 に示す留意事項に配慮し、重点的に指導に努めるようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法第 3 7 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 調査について

(1) 調査対象

防火対象物の全部又は一部を消防法施行令別表第 1 (2) 項ニに掲げる用途に供しているもの

(2) 調査内容

調査様式の各項目について **平成 2 1 年 6 月 3 0 日現在の状況** を回答願います。
なお、調査様式への記入については、別添記入要領を参照願います。

(3) 回答要領

ア 消防本部（東京消防庁・各指定都市消防本部を除く。）

調査様式に必要事項を記入の上、都道府県消防防災主管部まで回答願います。

イ 都道府県及び東京消防庁・各指定都市消防本部

管内消防本部からの回答をひとつのシートに取りまとめ、ファイル名を「〇〇県」、「東京消防庁」又は「〇〇〇消防本部（局）」とし、電子データにより消防庁予防課担当へ回答願います。

(4) 回答期限

平成21年7月15日（水）

2 留意事項

- (1) 個室型店舗の潜在的な火災危険性の大きさに鑑み、消防法令違反に対して重点的に是正指導を実施すること。改修計画書未提出等の未だ違反の是正が進んでいない対象物については、適切な履行期限を設定した警告、措置命令を速やかに発するとともに、特に人命危険の大きい違反対象物に対しては、使用禁止命令等を速やかに発すること。
- (2) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第215号）により、平成20年10月1日の施行から全ての個室型店舗に自動火災報知設備の設置が義務づけられていることを踏まえ、経過措置期間中（平成22年3月31日まで）の防火対象物にあっても、その早期の設置を促進すること。その際、個室内の感知器は煙感知器とするよう指導すること。
- (3) 設置されている自動火災報知設備についてその適正な維持管理を確認するとともに、必要な場合には適切な非火災報対策を併せて指導すること。
- (4) 従業員の巡回、防犯カメラの監視等により、火の不始末や放火に対する警戒に努めるよう指導すること。
- (5) 誘導灯・誘導標識による避難経路の明示に加えて、追加的な表示等の設置、各個室における避難経路・方向の図示、利用開始時の従業員による避難方法等のガイダンス等により、円滑な避難の確保を図るよう指導すること。
- (6) 階段・通路等の避難経路の適切な管理を行うとともに、照明・通路幅の確保その他避難の障害になる要素の軽減に努めるよう指導すること。
- (7) 火災時において従業員により適切な避難誘導、通報、初期消火がなされるよう、消防訓練の実施を徹底するとともに、特にアルバイトの従業員についても、採用時に防火安全に係る教育や火災時の対応訓練を行うよう指導すること。
- (8) 火気管理の徹底とともに、調理油過熱防止装置付きコンロ、フード等用簡易自動消火装置の使用、可燃物管理等に努めるよう指導すること。
- (9) 建築基準法令等の消防法令以外の防火安全に係る法令違反等があった場合には、関係行政機関と連携して速やかな是正等を図ること。

【連絡先】

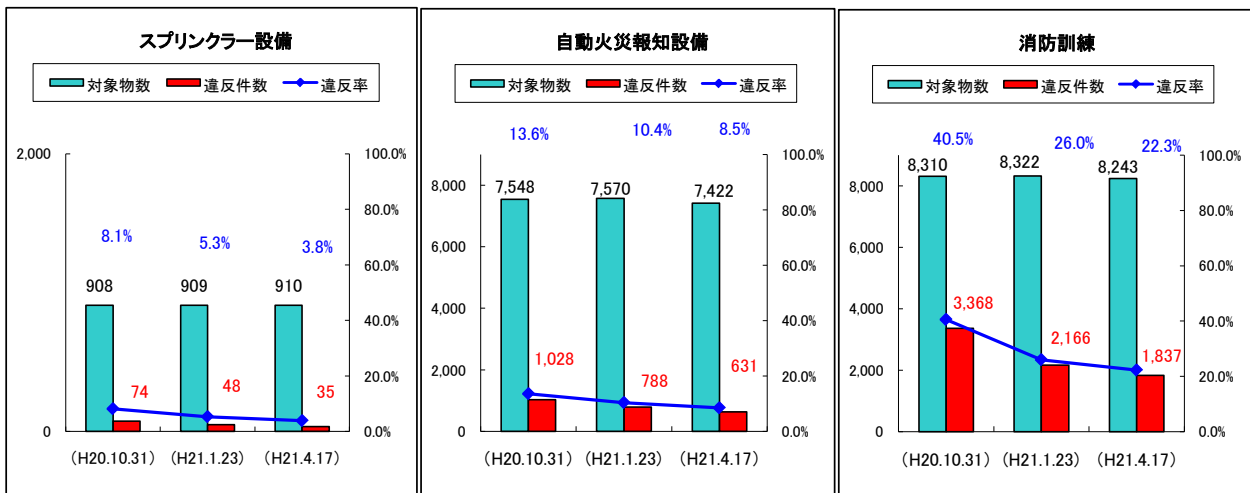
消防庁予防課 村井・篠木
TEL : 03-5253-7523 (直通)
FAX : 03-5253-7533
E-mail : h.shinoki@soumu.go.jp

個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査(第2回)結果

○調査対象施設数

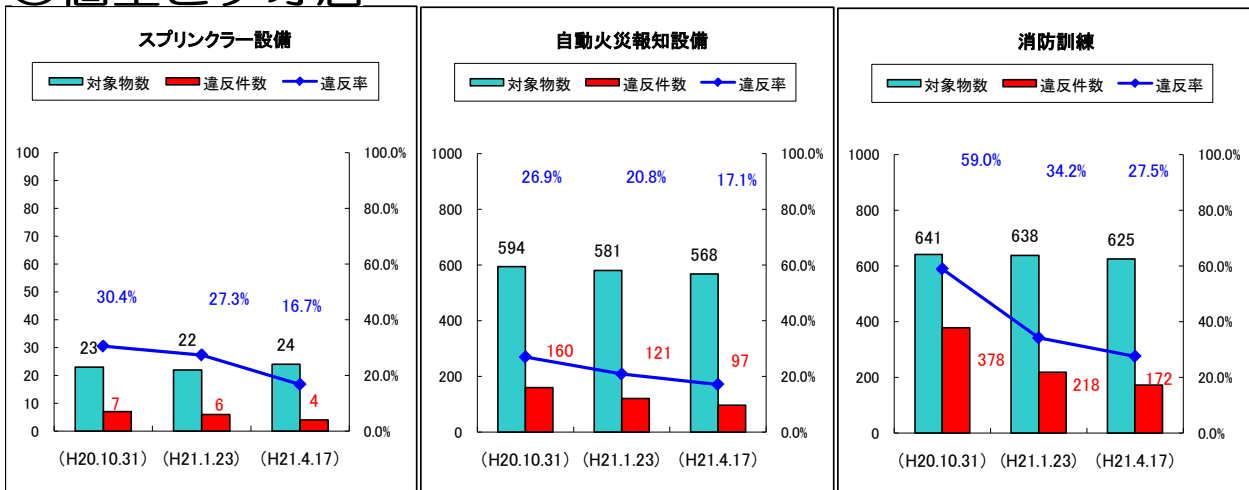
全数	8,615 施設 (H20.10.31報告)	-14施設	8,601 施設 (H21.1.23報告)	-87施設	8,514 施設 (H21.4.17報告)
個室ビデオ店	768 施設 (H20.10.31報告)	-9施設	759 施設 (H21.1.23報告)	-14施設	745 施設 (H21.4.17報告)
カラオケボックス	5,619 施設 (H20.10.31報告)	2施設	5,621 施設 (H21.1.23報告)	-44施設	5,577 施設 (H21.4.17報告)
インターネットカフェ等	2,068 施設 (H20.10.31報告)	-2施設	2,066 施設 (H21.1.23報告)	-21施設	2,045 施設 (H21.4.17報告)
テレホンクラブ	160 施設 (H20.10.31報告)	-5施設	155 施設 (H21.1.23報告)	-8施設	147 施設 (H21.4.17報告)

個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(全数)

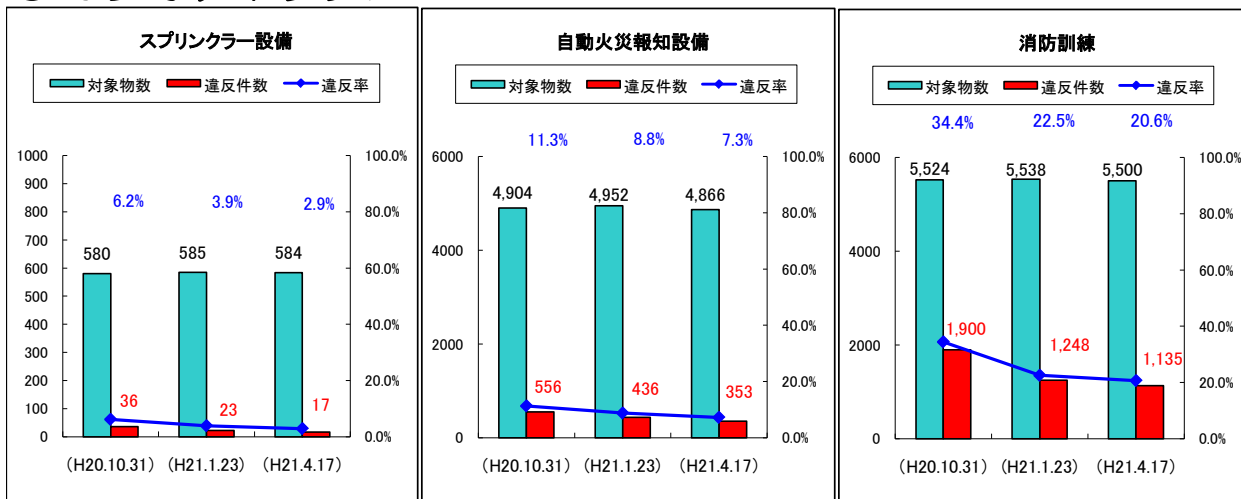


個室ビデオ店等に関する主な消防法令違反の状況(用途別)

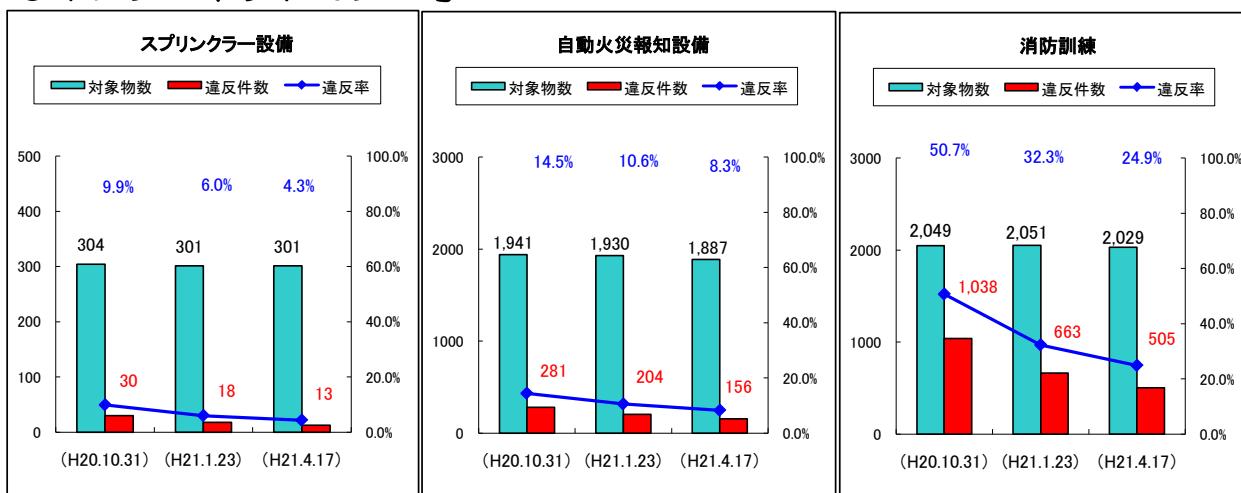
○個室ビデオ店



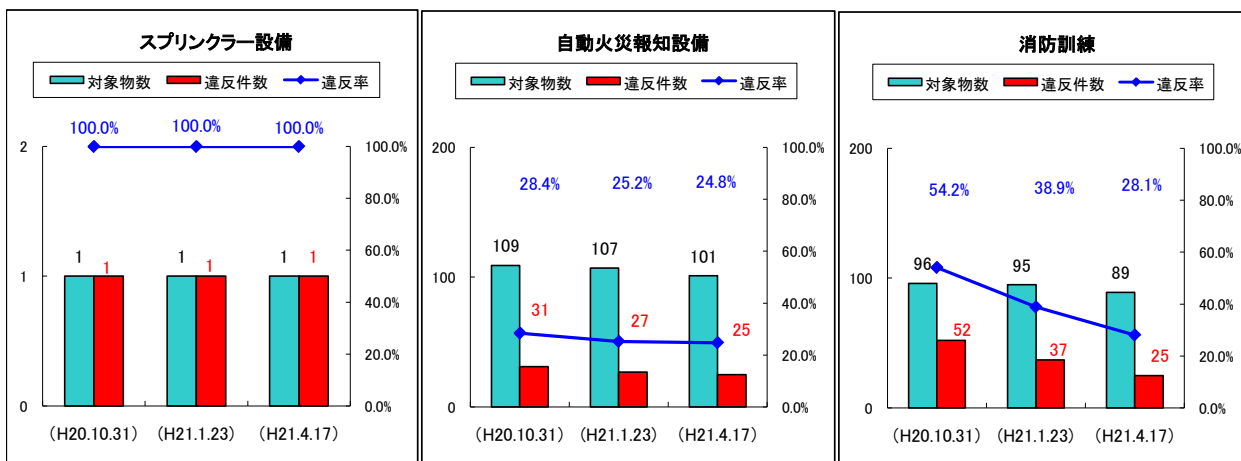
○カラオケボックス



○インターネットカフェ等



○テレフォンクラブ



個室ビデオ店等に係るフォローアップ調査(第2回)結果～(何らかの違反がある施設数:都道府県別集計表)

都道府県	全数			個室ビデオ			カラオケボックス			インターネット喫茶			テレクラ		
	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率	施設数	違反件数	違反率
北海道	437	248	56.8%	58	28	48.3%	296	168	56.8%	59	39	66.1%	24	13	54.2%
青森県	64	15	23.4%	1	0	0.0%	51	15	29.4%	11	0	0.0%	1	0	0.0%
岩手	89	36	40.4%	3	1	33.3%	73	31	42.5%	13	4	30.8%	0	0	0.0%
宮城	140	22	15.7%	13	0	0.0%	95	16	16.8%	30	6	20.0%	2	0	0.0%
秋田	70	33	47.1%	0	0	0.0%	63	32	50.8%	6	0	0.0%	1	1	100.0%
山形	73	17	23.3%	3	1	33.3%	60	14	23.3%	9	1	11.1%	1	1	100.0%
福島	102	37	36.3%	1	0	0.0%	84	29	34.5%	15	7	46.7%	2	1	50.0%
茨城	166	88	53.0%	4	4	100.0%	118	55	46.6%	39	25	64.1%	5	4	80.0%
栃木	93	38	40.9%	0	0	0.0%	69	24	34.8%	18	8	44.4%	6	6	100.0%
群馬	106	49	46.2%	2	0	0.0%	71	27	38.0%	27	16	59.3%	6	6	100.0%
埼玉	374	136	36.4%	16	5	31.3%	240	78	32.5%	108	47	43.5%	10	6	60.0%
千葉	367	162	44.1%	33	22	66.7%	229	86	37.6%	100	49	49.0%	5	5	100.0%
東京	1,395	299	21.4%	184	89	48.4%	777	64	8.2%	408	133	32.6%	26	13	50.0%
神奈川	548	278	50.7%	34	23	67.6%	373	168	45.0%	136	82	60.3%	5	5	100.0%
新潟	126	25	19.8%	1	1	100.0%	96	14	14.6%	23	6	26.1%	6	4	66.7%
富山	62	14	22.6%	2	2	100.0%	39	5	12.8%	20	6	30.0%	1	1	100.0%
石川	75	14	18.7%	0	0	0.0%	52	11	21.2%	23	3	13.0%	0	0	0.0%
福井	51	10	19.6%	2	0	0.0%	36	9	25.0%	12	1	8.3%	1	0	0.0%
山梨	56	29	51.8%	2	0	0.0%	44	23	52.3%	8	4	50.0%	2	2	100.0%
長野	141	79	56.0%	4	4	100.0%	107	51	47.7%	30	24	80.0%	0	0	0.0%
岐阜	138	108	78.3%	17	17	100.0%	73	46	63.0%	47	44	93.6%	1	1	100.0%
静岡	225	81	36.0%	9	7	77.8%	162	57	35.2%	54	17	31.5%	0	0	0.0%
愛知	570	268	47.0%	109	61	56.0%	247	96	38.9%	206	107	51.9%	8	4	50.0%
三重	121	86	71.1%	19	15	78.9%	72	46	63.9%	29	24	82.8%	1	1	100.0%
滋賀	74	28	37.8%	0	0	0.0%	60	20	33.3%	14	8	57.1%	0	0	0.0%
京都	138	24	17.4%	14	3	21.4%	88	16	18.2%	36	5	13.9%	0	0	0.0%
大阪	632	256	40.5%	108	51	47.2%	368	137	37.2%	147	65	44.2%	9	3	33.3%
兵庫	317	59	18.6%	30	7	23.3%	210	42	20.0%	76	10	13.2%	1	0	0.0%
奈良	60	32	53.3%	4	4	100.0%	40	18	45.0%	15	10	66.7%	1	0	0.0%
和歌山	69	26	37.7%	3	0	0.0%	52	23	44.2%	12	3	25.0%	2	0	0.0%
鳥取	32	9	28.1%	0	0	0.0%	26	8	30.8%	6	1	16.7%	0	0	0.0%
島根	44	20	45.5%	1	1	100.0%	35	16	45.7%	8	3	37.5%	0	0	0.0%
岡山	126	67	53.2%	20	17	85.0%	81	35	43.2%	22	12	54.5%	3	3	100.0%
広島	145	44	30.3%	6	3	50.0%	103	30	29.1%	30	8	26.7%	6	3	50.0%
山口	73	28	38.4%	0	0	0.0%	58	23	39.7%	13	4	30.8%	2	1	50.0%
徳島	55	30	54.5%	1	1	100.0%	43	23	53.5%	10	5	50.0%	1	1	100.0%
香川	56	37	66.1%	4	4	100.0%	35	19	54.3%	17	14	82.4%	0	0	0.0%
愛媛	84	31	36.9%	2	1	50.0%	65	24	36.9%	17	6	35.3%	0	0	0.0%
高知	46	39	84.8%	0	0	0.0%	43	36	83.7%	2	2	100.0%	1	1	100.0%
福岡	300	67	22.3%	31	8	25.8%	192	45	23.4%	74	14	18.9%	3	0	0.0%
佐賀	41	12	29.3%	2	2	100.0%	32	8	25.0%	7	2	28.6%	0	0	0.0%
長崎	110	51	46.4%	0	0	0.0%	96	47	49.0%	14	4	28.6%	0	0	0.0%
熊本	92	34	37.0%	2	0	0.0%	69	24	34.8%	19	9	47.4%	2	1	50.0%
大分	59	24	40.7%	0	0	0.0%	48	21	43.8%	10	2	20.0%	1	1	100.0%
宮崎	65	22	33.8%	0	0	0.0%	49	16	32.7%	16	6	37.5%	0	0	0.0%
鹿児島	138	79	57.2%	0	0	0.0%	117	75	64.1%	21	4	19.0%	0	0	0.0%
沖縄	169	146	86.4%	0	0	0.0%	140	119	85.0%	28	26	92.9%	1	1	100.0%
合計	8,514	3,337	39.2%	745	382	51.3%	5,577	1,990	35.7%	2,045	876	42.8%	147	89	60.5%

個室ビデオ店等フォローアップ調査における調査様式の記入要領

1 調査の基本的な考え方

- (1) 消防法施行令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物が報告対象となります。
- (2) 前回のフォローアップ調査時は確認されていなかったが、今回のフォローアップ調査において消防法施行令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物として確認、調査等した施設があれば追記して下さい。(「追加・廃止」欄に「1」を記入)
- (3) 今回のフォローアップ調査で廃止・休止等を確認した場合は、「追加・廃止」欄に「2」を記入し、その他の項目については空欄として報告してください。

2 記入要領

「追加・廃止」欄(前回フォローアップ調査で報告済の対象物は入力する必要はありません。)

- 1・・・追加対象物
- 2・・・廃止対象物
- 空欄・・・前回報告済対象物

「建物構造」の記入欄については次の区分により記入願います。

- 1 木造建築物・・・柱及びはりが主として木造のものをいい、防火構造のものを除く。
- 2 防火構造・・・屋根、外壁及び軒裏が建築基準法第2条第8号に定める構造のものをいう。
- 3 準耐火建築物(木造)・・・建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、柱及びはり
が主として木造のものをいう。ただし、同号ロに定めるもの
のうち柱及びはりの一部が木造のものを除く。
- 4 準耐火建築物(非木造)・・・建築基準法第2条第9号の3に定めるもののうち、上記3以
外のものをいう。
- 5 耐火建築物・・・建築基準法第2条第9号の2に定めるものをいう。
- 6 その他・・・上記1から5に掲げる建築物以外のものをいう。

「(9) 消防用設備等」から「(15) 違反処理等の状況」の記入欄については次の区分により記入願います。(前回の調査から変更はありません)

「(9) 消防用設備等」

- ・「消火器具」
 - 20・・・設置義務有り違反無し
 - 21・・・設置義務有り違反有り
 - 22・・・設置義務有り未設置
 - 30・・・設置義務有り代替え免除
 - 40・・・設置義務有り特例適用
- ・「屋内消火栓設備」、「避難器具」、「誘導灯」及び「その他の消防用設備」
 - 0・・・設置義務無し設置無し
 - 10・・・設置義務無し設置有り
 - 20・・・設置義務有り違反無し

- 2 1 . . . 設置義務有り違反有り
- 2 2 . . . 設置義務有り未設置
- 3 0 . . . 設置義務有り代替え免除
- 4 0 . . . 設置義務有り特例適用

・「スプリンクラー設備」、「消防機関へ通報する火災報知設備」及び「排煙設備」

- 0 . . . 設置義務無し設置無し
- 1 0 . . . 設置義務無し設置有り
- 2 0 . . . 設置義務有り違反無し
- 2 1 . . . 設置義務有り違反有り
- 2 2 . . . 設置義務有り未設置
- 3 0 . . . 設置義務有り代替え免除
- 4 0 . . . 設置義務有り特例適用
- 5 0 . . . 経過措置中 設置有り
- 6 0 . . . 経過措置中 設置無し

・「自動火災報知設備」

- 2 0 . . . 設置義務有り違反無し
- 2 1 . . . 設置義務有り違反有り
- 2 2 . . . 設置義務有り未設置
- 3 0 . . . 設置義務有り代替え免除
- 4 0 . . . 設置義務有り特例適用
- 5 0 . . . 経過措置中 設置有り
- 6 0 . . . 経過措置中 設置有り (措置有り)
- 7 0 . . . 経過措置中 設置有り (措置無し)
- 8 0 . . . 経過措置中 設置無し

・「非常警報設備」

- 0 . . . 設置義務無し設置無し
- 1 0 . . . 設置義務無し設置有り
- 2 0 . . . 設置義務有り違反無し
- 2 1 . . . 設置義務有り違反有り
- 2 2 . . . 設置義務有り未設置
- 3 0 . . . 設置義務有り代替え免除
- 4 0 . . . 設置義務有り特例適用
- 5 0 . . . 経過措置中 措置有り
- 6 0 . . . 経過措置中 措置無し

「(10) 防火管理等」

・「防火管理者」

- 1 . . . 選任
- 2 . . . 未選任
- 3 . . . 義務無し

・「消防計画」

- 1・・・届出済
- 2・・・未届
- 3・・・義務無し

・「消防訓練」

- 1・・・実施
- 2・・・未実施
- 3・・・義務無し

・「防災規制」

- 1・・・義務有り違反無し
- 2・・・義務有り違反有り
- 3・・・義務無し

「(1 1) 消防用設備等点検報告」及び「(1 2) 防火対象物定期点検報告」

- 1・・・報告済
- 2・・・未報告
- 3・・・義務無し(防火対象物定期点検報告のみ)

「(1 3) 使用開始届け」

- 1・・・届出済
- 2・・・未届

「(1 4) その他の消防法令違反」

- 1・・・違反無し
- 2・・・違反有り

「(1 5) 違反処理等の状況」

- 1・・・行政指導
- 2・・・警告
- 3・・・命令
- 4・・・特に対応なし